

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護・福祉の人材育成及び確保事業
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の介護老人福祉施設に就職する意思がある方で交付の要件を満たす者
補助対象経費	社会福祉従事者等資格取得支援、就業支援（施設見学旅費・面接旅費・就業支度金）、定着支援（住宅支援）
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討 佐渡市医療の人材育成及び確保事業補助金
補助金額（定額、上限、下限等）	社会福祉従事者等資格取得支援2分の1とし5万円上限（30歳以下は10分の8とし8万円上限）、就業支援（施設見学旅費2万円上限・面接旅費1万円上限・就業支度金20万円（無資格者10万円・転勤者5万円））、定着支援（住宅支援月額2万円上限）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	実費（上限有）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上を図るための補助金であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助事業者	①社会福祉従事者等資格取得支援 市内に住所を有する者の精神保健福祉士取得費用の一部助成 ②資質向上支援 市内の障害福祉サービス事業所の研修又は資格取得に係る経費の一部助成 ③就業支援(施設見学旅費、面接旅費、就業支援金) 市内の障害福祉サービス事業所に就業する意思を持つ者の施設見学旅費、面接旅費、就業支度費用の一部助成 ④定着支援(住宅支援) 市内の障害福祉サービス事業所への従事後の家賃の一部助成
補助対象経費	①社会福祉従事者等資格取得支援：受験等に関する費用 ②資質向上支援
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	①30歳以下は80%以内、上限8万円。それ以外は50%以内、上限5万円。 ②1事業所あたり上限10万円。 ③施設見学旅費：上限2万円、面接旅費：上限1万円、 就業支度金：有資格者2万円、無資格者10万円。 ④住宅支援：家賃月額の半額、月2万円を上限として12箇月分まで。 ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	なし(地域振興基金繰入金対象) ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 人材の育成及び確保が喫緊の課題であるため
数値目標等	B 数値化不可 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業者等の求人状況によるところが大きく、数値化が難しい。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 関係法人にメールで案内。 移住交流推進パンフレット等に掲載。
事業担当 （担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護・福祉の人材育成及び確保事業
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の児童福祉施設に就職する意思がある方で交付の要件を満たす者
補助対象経費	保育士資格取得及び資質向上支援、就業支援（施設見学旅費・面接旅費・就業支度金）、定着支援（住宅支援）
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討 佐渡市医療の人材育成及び確保事業補助金
補助金額（定額、上限、下限等）	保育士資格取得及び資質向上支援10万円上限、就業支援（施設見学旅費2万円上限・面接旅費1万円上限・就業支度金20万円（転勤者5万円））、定着支援（住宅支援月額2万円上限）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	実費（上限有）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上を図るための補助金であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126